

令和5年度「日医かかりつけ医機能研修制度」 修了申請の受付のお知らせ

日医かかりつけ医機能研修制度に規定するすべての要件を満たした医師の修了申請を受け付けいたしますのでご案内申し上げます。

① 本研修制度の修了要件

【基本研修】

日医生涯教育認定証を取得する。 ※認定証のコピーを添付ください。

【応用研修】

修了申請時(基準日:12月31日)の前3年間において下記講義の受講により10単位以上を取得する。単位数は下記1~11の各講義につき、それぞれ最大2回までのカウントを認める。

なお、下記1~6については、それぞれ1つ以上の講義を受講することを必須とする。

(例:「1.」については、「かかりつけ医の倫理」「かかりつけ医の質・医療安全」「かかりつけ医の感染対策」「今後の新興感染症を踏まえた感染対策」の4講義のうちいずれか1つ以上の講義を受講する必要がある。)

※受講証明書のコピーを添付ください。

＜応用研修会＞ ※必須講義

1. 「かかりつけ医の倫理」, 「かかりつけ医の質・医療安全」, 「かかりつけ医の感染対策」, 「今後の新興感染症を踏まえた感染対策」
2. 「生活期リハビリの実際」, 「小児・思春期への対応」, 「メタボリックシンドロームからフレイルまで」
「フレイル予防・対策」, 「介護保険制度における医療提供と生活期リハビリテーション」
3. 「医療保険と介護保険、地域包括ケアシステムの構築」, 「在宅医療、多職種連携」, 「地域医療連携と医療・介護連携」, 「地域リハビリテーション」, 「口腔・栄養・リハビリテーションの多職種協働による一体的取組」
4. 「社会的処方」, 「リーダーシップ、マネジメント、コミュニケーションスキル」, 「地域包括ケアシステムにおけるかかりつけ医の役割」, 「かかりつけ医と精神科専門医との連携」, 「日常診療で留意する皮膚科・眼科・耳鼻科の症候」
5. 「終末期医療、褥瘡と排泄」, 「認知症、ポリファーマシーと適正処方」, 「リハビリと栄養管理・摂食嚥下障害」, 「オンライン診療のあり方」, 「尊厳の保持と自立支援のための認知症ケアと生活支援」
6. 「多疾患合併症例」, 「在宅リハビリ症例」, 「地域連携症例」, 「新型コロナウイルス感染症とかかりつけ医」, 「症例検討～意思決定を尊重した看取り/フレイルの改善へ向けた取組～」

全29講義 各1単位

＜関連する他の研修会＞

7. 「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会(日医主催)」※の受講(2単位)
※都道府県医師会、郡市区医師会が主催する同内容の研修会を含む。
8. 「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了(1単位)
9. 「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の修了(1単位)
10. 「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の修了(1単位)
11. 「日本医学会総会」への出席(2単位)

【**実地研修**】

修了申請時（基準日：12月31日）の前3年間において下記項目より2つ以上実施する。

1項目実施につき5単位とし、10単位以上を取得する。

※実施したことを証明できる書類のコピーを添付ください。

1. 学校医・園医、警察業務への協力医
2. 健康スポーツ医活動
3. 感染症定点観測への協力
4. 健康相談、保健指導、行政（保健所）と契約して行っている検診・予防接種の実施
5. 早朝・休日・夜間・救急診療の実施・協力
6. 産業医・地域産業保健センター活動の実施
7. 訪問診療の実施
8. 家族等のレスパイトケアの実施
9. 主治医意見書の記載
10. 介護認定審査会への参加
11. 退院カンファレンスへの参加
12. 地域ケア会議等※への参加（※会議の名称は地域により異なる）
13. 医師会、専門医会、自治会、保健所関連の各種委員
14. 看護学校等での講義・講演
15. 市民を対象とした講座等での講演
16. 地域行事（健康展、祭りなど）への医師としての出務

※「その他」として、例えば、障害者認定に関する審査会への参加や医師意見書の記載などが考えられるが、どのような活動が「その他」として認められるかについては、実施主体である都道府県医師会が各地域の特性等も考慮し判断する。

② 修了申請に必要な申請書（提出物）

1. 日医生涯教育認定証のコピー
2. （別添1）修了申請書
3. （別添2）応用研修受講報告書 ※受講証明書のコピーを添付ください。
4. （別添3）実地研修実施報告書 ※実施したことを証明できる書類のコピーを添付ください。

※修了証書取得者で今回申請を行うことができるのは有効期間が今年度末の先生に限られます。

③ 修了申請に必要な申請書等の入手方法

1. 岡山県医師会のホームページからダウンロードしてください。
URL <http://www.okayama.med.or.jp> （TOP > 岡山県医師会の活動 > かかりつけ医制度）
2. 応用研修会に参加された先生へ申請書をお送りします。（応用研修10単位以上の先生に限る。）

④ 修了申請の受付方法

岡山県医師会にご提出ください。

<送付先> 〒700-0024 岡山市北区駅元町19-2

岡山県医師会「日医かかりつけ医機能研修制度」申請係り

⑤ 修了申請の受付期間

令和6年1月～2月

⑥ 修了申請の留意点

1. 申請書類に不足がないか。
2. 応用研修の取得単位が10単位以上であるか。
3. 応用研修の必須講義を受講しているか。
4. 実地研修の取得単位が10単位以上（規定の活動を2つ以上実施）であるか。
5. 実地研修を実施したことを証明できる書類が2つ以上添付されているか。
6. 令和5年度の修了申請に係る各研修の対象期間
 - (1) 基本研修（日医生涯教育認定証の対象期間）
令和3年12月1日～令和5年12月1日の間に発行されたもの。
 - (2) 応用研修
令和3年1月1日～令和5年12月31日の間に受講したもの。
 - (3) 実地研修
令和3年1月1日～令和5年12月31日の間に実施したもの。

⑦ 修了証書の交付

1. 承認された者に対し、修了証を交付します。修了者は、原則、岡山県医師会のホームページで公表されます。
2. 証書の交付日は4月1日です。（証書の発行に時間を要するため、証書がお手元に届くまで時間がかかる場合があります。ご了承いただきたくお願い致します）
3. 証書の有効期間は、3年です。

⑧ 問い合わせ先

岡山県医師会 地域医療課
TEL 086-250-5111 E-mail chiiki@po.okayama.med.or.jp

制度について詳しくは、岡山県医師会ホームページ「かかりつけ医制度」をご覧ください。

岡山県医師会 検索

<http://www.okayama.med.or.jp>

(TOP > 岡山県医師会の活動 > かかりつけ医制度)

